

講義録レポート

講義録コード

06-12-2-101-01

講 座	社会保険労務士	科目①	講 義 編
目標年	2012年合格目標	科目②	労働基準法
コース	上級本科生	回 数	1 回
		通算回数	1 回
用 途	個別DVD ・ 集合DVD WEB通信 ・ カセット通信 ・ DVD通信 ・ 資料通信 ・ DL通信		

収録日	2011 年	11 月	11 日
講師名	高橋 比沙子 先生	板書枚数	5 枚 ※レポート含まず
		補助 ¹⁾ 枚数	/ 枚
		その他 ()	枚

授業構成	前半 70分 → 休憩 10分 → 後半 70分		
実施テスト	有 ・ ☒ 無		
対応テスト	<ミニテスト>	() 第	回
	<答練・演習>	() 第	回
使用教材	●ハイレベルテキスト [労働基準法] P. 1 ~ P. 39		
	●レジュメ [] P. ~ P.		
	●その他 [] P. ~ P.		
配布教材	●教材(テキスト・問題集) ()		
	●補助レジュメ (講義レジュメ)	____ / 枚	講義録添付 (☒ 有 ・ ☐ 無)
	●その他 ()	____ 枚	講義録添付 (☐ 有 ・ ☐ 無)
備考	*DVDご視聴の方へ*正確な講義時間につきましては、DVDケースの背表紙下に記載されていますので適宜ご確認下さい。 (例) ①51 記載の場合、前半講義 51分 (答練・演習の場合は、解説もしくは事前講義 51分を表します)		
	前半(85分) P.1 ~ P.14		
	後半(75分) P.15 ~ P.39		

社 労 士 講義録

科目 労基法

コース 上級本科

回数 1

配布物

★ミニテスト：あり []

なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

★実力テスト：あり []

なし

★その他のレジュメ []

講師

高橋

先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

(テキスト)

条文, 解説

→ 関連条文

→ 関連通達

(判例)

条文解説

(法律の学習)

- ・ 定義
- ・ 要件 → 効果
- ・ 立法趣旨

2

労働者 ←

→ 使用者

↓
(労基法)

制限

↓ 実効性確保

(労働条件の最低基準を)
強行的に規定

- ・ 契約の効力(法13条)
 <9.30>
- ・ 罰則
- ・ 行政の監督

8

同居の親族 + 労働者 ⇒ 労基法適用

↓ 労働者性

(原則) 労働者ではない

(例外) 労働者 (9.9 関連)

15

- ・ 強行法規
 - ・ 労働協約
 - ・ 就業規則
 - ・ 労働契約
- 権利義務

社 労 士 講義録

科目 労基法

コース 上級本科

回数 1

配布物

★ミニテスト：あり []

なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

★実力テスト：あり []

なし

★その他のレジュメ []

◇配布物なし

講師

高橋

先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

17 (判例のイメージ)

紛争

↓

裁判所

→

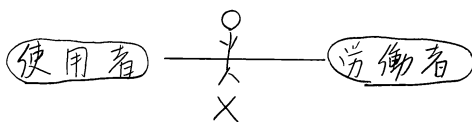
法律解釈

→

結論

{
 ・立法趣旨
 ・利益衡量

22



23

(Point)

違約金

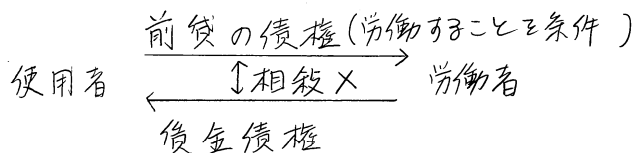
損害賠償額

} X

損害賠償○

24

(イメージ)



31

(考え方)

民法(契約の一般法)

↑修正

労基法

31

契約

期間

[定めなし]

[定めあり(原則)3年(5年)]

↑

①専門性 ②60才以上

(例外)有期の専業

社 労 士 講義録

科目 労基法

コース 上級本科

回数 1

配布物

★ミニテスト：あり [] なし
 ★実力テスト：あり [] なし
 ◇配布物なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説
 ★その他のレジュメ []

講師

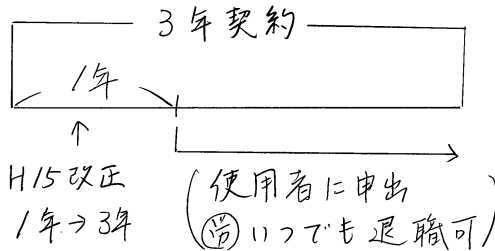
高橋

先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

33 (例)

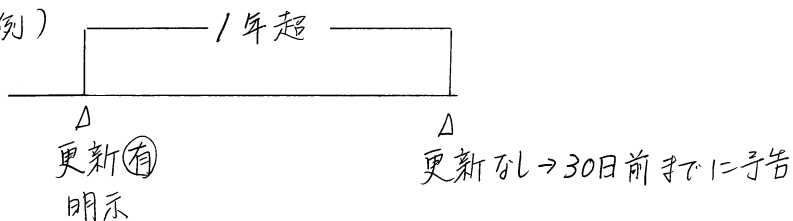


34

基準 → 助言, 指導
 (厚労大臣) (行政官庁)
 ※ R127 教 1.3

35

(例)



37 (考え方)

労働条件の明示 ⇔ 就業規則
 (個別的な切) (集团的, 画一的)

社 労 士 講義録

科目 労基法

コース 上級本科

回数 /

配布物

★ミニテスト：あり [] なし ★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説
 ★実力テスト：あり [] なし ★その他のレジュメ []
 ◇配布物なし

講師

高橋 先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

進行予定表 - TAC社労士講座 上級本科講義編 -

労働基準法				
回数	授業		過去問でトレーニング	
	講義内容	該当ページ	択一問題	選択問題
1	始め ～ 労働者の労働契約解除権及び帰郷旅費	P 1 ～ P 39	P 2 ～ P 18 【労働契約の終了】 の前まで	P112, P116, P118
2	労働の終了～ 賃金	P 40 ～ P78	P 18【労働契約の終了】～ P39	—
3	労働時間等 ～ 休憩・休日	P79 ～ P120	P40 ～ P56 【時間外及び休日の 労働】の前まで	—
4	時間外及び休日の労働 ～ 時間単位年休の付与	P121 ～ P166	P56 【時間外及び休日の労働】 ～P76 【年次有給休暇】 問 10 まで	P110, P116, P118
5	時季の指定 ～ 最後	P167 ～ P237	P76 【年次有給休暇】 問 11 ～ P107	P114

※過去問でトレーニングは、毎回の授業の復習の際に、自宅で行うもの（自宅課題）です

平成23年11月2日

TAC社会保険労務士講座

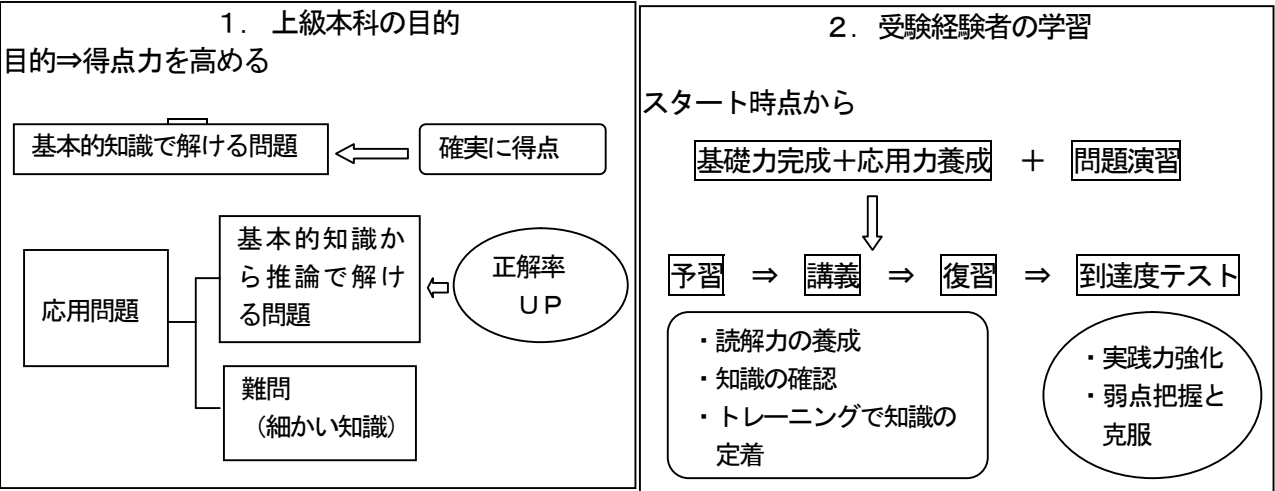
< 受講生の皆様へ > ～上級本科生コースの講義進行にあたって～

上級本科生コースは学習経験者を対象とするコースのため、講義では主に本試験頻出事項、出題可能性の高い箇所及び改正事項を重点的に取り上げていくこととなります。

したがって、多くの方が自宅学習等により理解可能と思われる事項や出題可能性・重要度が低い事項については簡略化し、あるいは省いて講義をすることがある旨をあらかじめご了承下さい。

なお、取り上げなかった箇所であってもテキストに「★★★」「★★」等出題頻度が高い旨の表示がある箇所は講義後に各自ご確認ください。

労働基準法第 1 回レジュメ



3. 法3条関連 判例（最大昭和 48. 12. 12 三菱樹脂事件）

（事案概要）

新規卒業者として企業に採用された者（以下Xという）が、3カ月の試用期間満了直前に、企業（以下Yという）から、採用試験の際に学生時代の学生運動について秘匿したことを理由として、Yから本採用を拒否する旨の通知を受けた。これに対して、Xが憲法違反、民法の公序良俗違反、労働基準法3条違反等を理由として採用拒否の無効を訴えて提訴した。

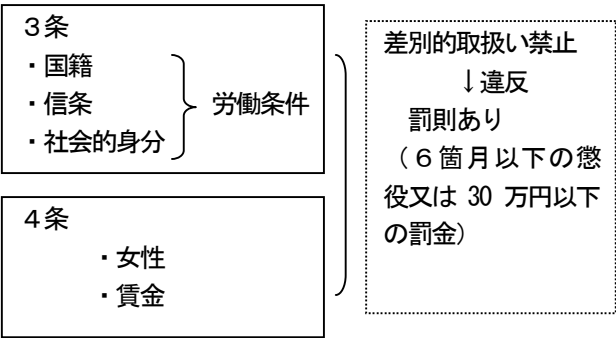
（判例要旨）

労働基準法3条は、雇入れ後における労働条件についての制限であって、雇入れそのものを制約する規定ではない。また、思想、信条を理由とする雇入れの拒否を直ちに民法上の不法行為とすることができないことは明らかであり、その他これを公序良俗違反と解すべき根拠も見出すことはできない。

企業者が雇用の自由を有し、思想、信条を理由として雇入れを拒んでもこれを目して違法とすることができない以上、企業者が、労働者の採否決定にあたり、労働者の思想、信条を調査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求めることも、これを法律上禁止された違法行為とすべき理由はない。

4. 法3条、法4条

労基法



5. 任意貯蓄

手続き等	社内	通帳
貯蓄金管理協定+届出	○	○
貯蓄金管理規程+周知	○	○
労働者の請求→遅滞なく返還	○	○
管理状況報告 (3/31 以前 1年間 4/30 まで)	○	×
利子 (年5厘以上)	○	×